

令和5年度第1回東大阪市都市計画審議会

令和5年5月22日(月)

午後2時00分～午後2時55分

クリエイション・コア東大阪 南館 研修室

<議長>

それでは、議案第1号「東部大阪都市計画特別用途地区の変更について」を説明願います。

<事務局>

それでは議案第1号「東部大阪都市計画特別用途地区の変更について」ご説明させていただきます。今回都市計画変更の対象となる水走地区は、赤色で示した箇所となっております。市役所本庁舎から見て東に位置しております。近鉄けいはんな線吉田駅の北東約1.0kmであり、東側には恩智川が流れ、北側は市内唯一の工業専用地域に接し、南側は一区画隔てて国道308号線、中央大通りがあります。

平成29年に、図で灰色で示しております、川田四丁目、水走五丁目の約23haを特別用途地区に指定しています。今回、都市計画変更の対象となる区域は、赤色で示しております、水走三丁目の国道308号線沿いの街区の一部を除いた部分と、水走四丁目の約28haの範囲となります。対象区域は、北中央部に東大阪都市清掃施設組合ごみ焼却場があり、区画整理事業の実施により整った区画で道路等が整備されております。また、都市計画道路の加納水走線と川田石切線に接し、これらを通じて国道308号線や大阪外環状線といった広域幹線道路へのアクセスも容易な状況にあります。

特別用途地区とは、都市計画法第8条に規定されている地域・地区の一つで、都市として抱える問題に対応するため用途地域による建物用途の制限を強化もしくは緩和するものです。例えば、前のスライドの絵にあるように、工業地域であっても用途地域の制限のみでは住宅が建築できるため、住宅と工場が混在する地域が見られます。しかし、用途地域に加え特別用途地区を指定し工場集積にふさわしくない建物を制限することで、土地利用の混在を防ぐことができます。

市の計画などにおける水走三丁目、四丁目の位置づけについてご説明します。今回、対象となる区域の用途地域は工業地域に指定されております。市のまちづくりの方向性や指針を示す最上位計画である「東大阪市第3次総合計画」においては、モノづくりのまちを維持・継承していくため、「工業集積重点ゾーン」に位置づけられ、重点的に工業集積地の保全を図るとしています。また、「東大阪市住工共生のまちづくり条例」に基づき、モノづくり企業の集積を維持するために

指定された「モノづくり推進地域」内にあります。

「東大阪市都市計画マスタープラン」においては、本市がめざす基本方針の一つとして、「安全・快適な生活の場と創造力・活力みなぎる生産の場が調和した都市づくり」をあげております。その中で、創造力・活力みなぎる生産の場の形成として、「工場集積地域では、特別用途地区等の活用により住宅の立地を抑制するとともに、工場の立地補助や立地誘導をすすめることで、工場集積地の保全を図る」としています。また、立地適正化計画と連携して実施する施策として、市内製造業向けの支援等や都市計画手法を活用した住工共生のまちづくりの推進を掲げております。

水走三丁目、四丁目の建物の状況についてご説明します。図は、建物を用途別に塗り分けて示しています。青色で示している工場や茶色の運輸施設、茶色斜線の倉庫が多く立地していることがわかります。運輸・流通施設と工場の建物の床面積を合計すると、水走三丁目では308号線沿いの街区も含んで約75%、水走四丁目では約95%を占めており、住工の混在は今のところ発生していないといえます。

特別用途地区の指定を拡大する目的についてご説明します。水走地区では、現在の良好な操業環境を活かし工場集積を促進することで、より魅力ある工業地の形成を目標としております。その実現に向け、特別用途地区である工業保全地区を指定することで相隣関係の悪化を招く建物を制限し、良好な操業環境を保全するとともに地権者や企業向けの支援施策を実施により工場集積を図ります。

特別用途地区の指定によって制限される建物の用途についてご説明します。一つ目の制限は、特別用途地区内での新たな居住を抑制し、住工の混在を未然に防止するため、住宅やマンション、老人ホームなどの立地を制限します。なお、住宅のうち居住部分の床面積が延べ面積の3分の2を超えない兼用住宅については、特別用途地区に指定された後も建築が可能です。また、特別用途地区が水走三丁目、四丁目に施行される時点で、地区内に現存する住宅などの敷地は用途の制限を受けることなく、これまでと同様に建替え等が可能です。用途や構造を同程度にしななければならない等の制限もなく建て替えができるため、特別用途地区の指定による大きな影響はなく、既存の方々の権利を確保できるようにしております。ただし、施行後に合筆などにより敷地面積が増加した場合の増加分や、住宅等から工場などの特別用途地区として適格となる建築物が建てられた場合は、以後の建替えについては用途制限の対象となります。

二つ目の制限は、地区内に関係のない車や人が多く入ってこないよう大規模な店舗や遊戯施設などの立地を制限します。物販店や飲食店、ボーリング場をはじめとするスポーツ施設、さらにマージャン屋、ぱちんこ屋等について、その用途に供する部分の床面積の合計が3,000㎡を超えるものは立地できないように制限します。なお、都市計画変更の対象となる地区内には、現在、

この制限に該当するものは立地していません。以上の2つの制限により、地区内に住宅系の土地・建物を所有されている方はこれまでと同様に建替え等が可能ではありますが、指定地域内の住宅等の敷地や大規模店舗等がこれ以上増えることはなく、相隣関係の悪化を未然に防ぎ、良好な操業環境を保全することができます。

次に、特別用途地区における地権者、企業向けの支援施策についてご説明します。現在、市内のモノづくり推進地域において工場を支援する様々な施策を実施していますが、特別用途地区に指定されると支援内容が拡充されます。まず地権者向け支援施策の内容ですが、モノづくり企業に土地を売る時や貸す時の支援について、特別用途地区においてはその支援の要件を緩和し、対象を拡大します。さらに、モノづくり企業に土地や建物を売りたい・貸したい時に、市のホームページを通じ積極的に情報発信します。

モノづくり企業向け支援施策についても、工場を新築・建替・増築する時や、市内の工業専用地域・モノづくり推進地域以外から移転してくる時の補助要件の緩和や補助対象が拡大されます。

これまでの経過について説明いたします。令和5年1月29日と1月30日の計2回、本件に関する地元説明会を開催しました。市政だよりによる広報や権利者への案内文の送付を行い、それぞれ4名、8名の計12名の方に参加いただきました。なお、説明会参加者からは、都市計画の内容に対する反対意見はございませんでした。大阪府知事との協議では、原案について異議なしとの回答をいただいております。都市計画公聴会については期間内に公述申出書の提出がなかったため、中止となりました。その後、都市計画の案を作成し、3月15日から29日までの2週間、都市計画法に基づく、都市計画案の縦覧を行いました。その際に2件の意見書の提出がありました。

まず一つ目の意見書は、特別用途地区の指定に賛成するというご意見です。今後、住宅等が増えない用途制限は望ましく、中小企業が集積しているというモノづくりのまちとしての強みを補強することに繋がるという内容です。こちらのご意見に対しては、特別用途地区の区域拡大により良好な操業環境を保全することが重要であることを本市の見解として示しています。

二つ目の意見書は、指定に対して懸念を持たれているご意見です。テナントに貸しており、指定により影響があった場合に補償してもらえるのか、また、町工場は後継者がいないと聞くと、今後も需要はあるのか、というご意見です。こちらのご意見に対しては、市が補償することは想定していないが、区域拡大後の土地利用状況を一定期間ごとに調査し、必要に応じて制限内容や支援施策の見直しを検討すること、また、本市はモノづくり企業の集積により事業展開を行いやすいことから、工場立地の問い合わせも毎年あり、工場の需要があること、後継者等の事業承継の課題については、相談窓口の設置や専門家によるアドバイス業務等を実施し、解決に努めていることを本市の見解として示しております。

最後に、今後のスケジュールについてです。本日の審議会で議を経たのち、建築条例の改正を市議会に上程し、令和5年7月1日に条例の施行とあわせて都市計画変更の告示を行う予定です。以上で議案第1号「東部大阪都市計画特別用途地区の変更について」の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

<議長>

説明が終わりましたので、審議を始めたいと思います。委員の皆さんご意見、ご質問ございませんでしょうか。

<委員1>

少し確認をさせていただきたいと思います。3点ございまして、1点目は建物の用途制限、いわゆる既存不適格の適用を受けるということなんだろうと思いますけれども、現状の利用用途との関係で、「1.住工が混在するのを防ぐため住宅やマンション等の立地を制限します」で、既存の住宅等に関しては建替え可能となっています。いろんな考え方があると思いますけれども、例えば、住宅とここで表現されてるので、一般の戸建住宅と共同住宅は用途上住宅というふうにも捉えることができる。建築基準法の用途であれば、別表第2では別のものですけれども、ここに書いてある住宅というのは、一般住宅と共同住宅を同じ扱いにされるのかどうかですね。確認させていただきたいのは、例えば、現行の戸建住宅であれば延床面積150㎡程度のものが、共同住宅が可能だということになると、容積制限いっぱいまでいくと相当なボリュームが増えてしまうものが既存不適格の扱いの中で出現するかもしれない。それが今回の特別用途地区という制度を使われる上で、どういうお考えをされているか確認をしたいというのが1点目でございます。次に、今度はモノづくり企業の支援という観点で、地権者あるいはモノづくり企業向けの支援施策を、この特別用途地区につきましては誘導するというものですから、施策の適用条件を緩和されるという、そこはよく理解できるんです。けれども、モノづくり企業あるいは工場という表現が出てくるときに、どの辺ぐらいまで念頭に置かれているのか。モノづくりというふうに東大阪市の施策の中で表現をお使いになる上では、従来の工業とか工場に当てはまらないような「モノづくり」というのが出現していることを念頭に置かれているというふうに私は認識してるんですけれども、そうすると、この表現がどの辺ぐらいまでを想定されているのかというのを、もう少しイメージを示していただけるとありがたいというのが2点目でございます。最後3点目、意見書が出てきて、2人目の方の意見書に対しての回答として、市の補償、いわゆる受忍の限度の対応に関しては別に意見はないんですけれども、そのあとに、一定期間ごとに調査をして適宜見直し、検討を行うという。ただ、通常で考えますと、都市計画の定期的な見直しに乗っかって、一旦、特別用途地区が指定されてしまうと、その中で扱わ

れるということになる。そうすると、5年に1度ぐらいのサイクルにどうしてもなってくるんですけども、ここが、世の中の変化が著しくなってる状況の中で、都市計画制度の特に用途誘導の場合の限界というのか、硬直的であるということになります。もう5年以上前の私の調査に基づきますから今はよくわかりませんが、昭和40年代50年代ぐらいに工業団地造成をされて、そこに物販系の店舗等が介在してしまってるというような状況の中で、地権者の方とかが今後の事業展開とかを考える中で、硬直的な特別用途地区制度ではなくて、あえて建築基準法に基づく建築協定の様な形で、緩やかに且つ自主的に協定を結んで第三者効を適用させる。地権者の方、事業者の方の合意形成を図りながら利用を促していくというような取組みをされているところも見られました。あえて、この特別用途地区を令和5年度に策定されていることからすると、この見直し、あるいは今後に向けてどういうふうに柔軟に対応していかれるお考えなのかというのを少し確認をさせていただきたいという3点でございます。

<事務局>

まず一つ目の住宅や共同住宅の用途制限といったところで、住宅に関する敷地に対して緩和し、既存不適格としての権利を確保していくと現状の住宅の規模以上の建物、共同住宅や老人ホームといったような用途の建物が可能になってくるということですが、委員おっしゃられるとおり、そのような建物が建築可能となっております。今回、都市計画審議会に諮らせていただくまでに昨年度、また一昨年にかけて地元の権利者の方々と意見交換をさせていただいていく中で、まずはこういった緩和施策なしにフラットに工場集積のための住宅規制を進めていきたいというこちらの思いを伝えさせていただいておりました。ただ、その権利者の方から現状が住宅として使われているというところで建替えが今後できなくなってくるのは困ると。また、共同住宅や老人ホーム等を持たれてる方も今後建替えができなくなって利活用の幅が狭まるというお話をいただいております。そこについて何度も市の施策として工場集積を図りたいというお話をさせていただいたんですけども、ある一定、権利者の方のご意見なり権利を確保していかないといけないという判断に至りました。建築基準法でいう例えば既存不適格の増築で1.2倍までは可能というような取り扱いもあるので、そういった同規模同程度の建物だったら可能というような検討もあったんですけども、一定やはり最大限この権利者の方々の権利を確保するというところもございましたので、今回の案につきましては、例えば住宅から共同住宅というように用途が違うものであったり、面積規模が違うものであったとしても緩和を適用させていただこうというふうに進めさせていただいております。次に3点目の一定期間ごとに見直しを図っていくんですけども、都市計画において委員おっしゃられるように5年程度をベースといたしまして土地利用状況等々については見ております。都市計画としてどうしても硬直的にならざるをえない部分はあるんですけども、施策を打

ってその施策効果というものが発動してくるのもやはり10年程度かかってきてしまうというのも事実かなというふうに考えております。ですので、一定期間の5年、10年というスパンになりますが地価の状況でありますとか土地利用の状況を見つめながら我々が想定しているような方向に進んでいないようでしたら見直しを図っていくと。また、その建築協定といったような緩やかな自主的に行われるようなそういった取組み、法の枠組みの中でもそういった規定はございますので、建築協定等々でまちづくりを進めていくといったお話というのは非常に良いことかなと思っておりますので、そのようなご意見等々、また別の地域も含めてなんですけれども、権利者の方々から出てきた際については、こちらとしても積極的に取組んでいきたいなというふうに考えております。二つ目のモノづくり支援施策についてはモノづくり支援室から回答させていただきます。

<モノづくり支援室>

本市で工場、製造業の企業を増やしたいということで、その定義についてでございます。やはり、増やしたい企業といいますのは本市にメリットがある企業を増やしたいというふうに思っております。本市の工場の特徴は横受けで仲間まわしというようなところでうたわれますように、自社は高度に特化した技術力を磨いた中でその企業同士が連携するネットワークが発達していることで、自社だけではできない製品を完成することができるというふうなところでございます。今、昨今特にITですとかデジタルのモノづくりというような企業も成長してるんですけども、やはり本市に立地しております企業を過去の調査から見ますと、やはり周辺で協力してもらえる加工企業が多いというところが、本市の立地メリットに挙げる企業が多数を占めております。そういった関係から、やはりモノづくりで、周辺の加工企業と連携しながら製品を作るというふうな企業を増やしたいというふうに思っております。特に大手企業が大量生産をする場合はかなり大規模な用地が必要ですので、そういった企業というのは本市でもあまり立地はしておりません。ですので、空いたところに企業が入ってくる場合、これは何らかの部品であったり加工する企業が周辺の小規模の企業とも連携しながら、さらに付加価値の高い製品を作るといったところの企業ですので、一定、工場の定義ですけども、モノづくり企業の製造業というふうに定義をさせていただいております。自社で加工するということと、周辺の工場を使って製品を組み立てると、それによって立地した企業が自社製品として販売する。こういったところも含めて製造業というふうにみなしております。ですので、少しデジタルだけのモノづくりというところは今のところは含んでおらず、従来型のモノづくりの製造業という業種で一定縛らせていただいて、優遇施策を適用させていただいてるというような状況でございます。

<委員1>

コメントなので、それに対してのご回答というのは期待しておりませんが、まず一つ目の既存不適格に関しては、地権者の方にご了解をいただくために、調整にご苦労されたのはよくわかるわけですが、特別用途地区というのは相当古くからある制度で、硬直的だというような指摘もずっとされてきたものでもあるので、あえてそれを採用するのであれば、ある程度、既得権益というものは抑制する方向で考える方が、制度としては合うだろう。今回に限らず今後もいろんな調整が出てくると思いますし、許容面積として1.2倍がいいのか1.4倍がいいのかいろんな選択肢があるわけですが、そういうことを含めて、また次の地域に向けていろいろご検討を重ねていただきたいというふうに思います。それとモノづくり関連の回答ですが、ご専門の方がいらっしゃる場所で僭越なんですけれども、私も都市計画関連で何年か前に東大阪市の企業そして京都の企業も何社か経営者の方とお話をして、現状をいろいろと教えていただいたことがあるんです。相当柔軟な発想を経営者の方もお持ちなので、今ないから今後も出てこないというようなことはないと思う。今あるモノづくり企業も含めて東大阪市にいろいろメリットを与える、それはおそらく企業が活性化されることだと思うので、それに貢献するような企業であれば、もう少し柔軟にお考えなされた方が私は良いように思います。これは都市計画の範疇を超えますので、これはあくまでもコメントとさせていただきます。

<委員2>

東大阪市の工業用地に対する需要はここ近年特に大きくなっておりまして、特に1,000㎡以上大規模にまとまった土地の需要は大きくなっておりまして、その時にちょっとネックになるのが住宅が隣にあるのかどうか、そういう場合は敬遠されるケースもありますので、そういう意味からしますと、非常に有効な施策ではないかなと思っております。そこで、「地区内に関係のない車や人が入ってこないよう、大規模な店舗や遊戯施設等の立地を制限します」ということで、一応3,000㎡を超えるものというふうに書いておられるんですけど、これで有効なのかどうかといったような議論はなかったのか教えていただければと思います。あと、地権者向けの支援施策について、これも非常に有効な内容にしていいただければと思いますので、内容をもう一度教えていただければということと、この制度が有効になるのは条例が制定されてからという理解でよろしいのか確認させていただきたいと思います。

<事務局>

地区内に関係のない車や人が多く入ってこないような大規模な店舗等ということで、3,000㎡以上ということなんですけれども、そこについては既存の北側のエリアにすでに適用しておりますがこの3,000㎡という面積規模となっております。そのボーダーラインをこの区域に限って下げる

のか上げるのかというところの議論は特に出しておりませんで、既存エリアも含めて特にこの部分に関しては議論がございましたので、今回もそのまま適用させていただいております。

<モノづくり支援室>

地権者のメリットにつきましてご説明をさせていただきます。地権者につきましては、モノづくり推進地域内で事業用地を製造業に売却された場合に補助金を支給させていただきます。上限額500万円で売買契約金額の3%以内というふうなところでございます。この特別用途が施行されますと、他のエリアでもこの事業用地継承というのは地権者に対して同じ補助率で上限500万円で補助しておりますが、その場合は前が製造業の場合に売却先も製造業で移される場合、これを条件とさせていただいております。ただ特別用途が施行されますと、この前提条件を外ささせていただきまして、前の地権者がどんな用途で使用されておりましたも、次、製造業の方に土地を売却していただきますと、この制度が使えるというふうなことでございます。また、敷地の面積というのも規定をさせていただいておりますが、この特別用途地区内ではどのような広さの場合でありましても、製造業に売却されましたらこの事業承継の補助金が使えらるというふうなところでございます。また、売却をしたいという場合には、特別用途地区内での物件ということで市のホームページでも広く情報を提供させていただくというふうなところでございます。また、立地促進補助金制度という制度もございまして、新しく製造業、工場を新築されましたら、一旦は固定資産税と都市計画税をお支払いいただくんですけども、その相当額をお返すというふうな補助制度も設けております。この補助制度は一般的なエリア、モノづくり推進地域でありましたら3年間というふうな設定をしておりますが、特別用途地区内でありましたら5年間の補助という形で補助年限を延ばさせていただきますたり、面積要件を撤廃するといったところの条件を優遇させていただいております。すでに川田四丁目、水走五丁目では特別用途地区を指定しておりますので、この運用をさせていただいております。今回につきましても条例が施行されましたら、新しく立地した企業に対しましてこの制度が適用されるというふうな状況でございます。

<事務局>

先ほどの3,000㎡の説明の中で、今回の区域につきまして3,000㎡がどうなのかという議論まではなく、そのまま進めておるんですけども、そもそもなぜ3,000㎡になったというところに関しましては、建築基準法の用途規制の中で住居専用地域でありますと3,000㎡より厳しい基準で店舗が立地できないということにはなっておるんですけど、住居専用地域ではなくて第1種住居地域におきましては3,000㎡以下の店舗であれば立地可能となっております。特別用途地区については、住居専用地域までのレベルではなくて第1種住居地域としてのレベルを適用して

3,000㎡という基準とさせていただいておりました。それを今回の区域拡大させていただくにあたっては面積規模について議論がなかったのでそのままというところになっております。

<委員3>

現状の住宅等については用途の制限を受けずにいくということなんですけれども、これは当然のことかも知れないですけど、所有者が変わったとしても制限を受けないということになるのかを確認したいと思います。あと、今回、指定される中に公有地があると思うんですけども、例えば水走公園とかに動物指導センターがあるんですけども、将来建替えるときに、例えば規模を大きくするというところで増設するということがある場合に、そういう公共施設について制限を受けるのか受けないかということを確認させていただきたいと思います。

<事務局>

まず一つ目の所有権の移転についてというところで、お答えとしては所有権が変わっても権利が継続されますので例えばお子さんに相続されるなり、売買されて所有権が変わってしまうといったことに関しましても、そこは引き続き緩和を適用させていただくということになっております。二つ目の公共施設についてですが、今回の区域内に水走公園やごみ焼却場もございますが、こちらの公共施設につきましても今回の制限が掛けられますので、特別用途地区の規制がかかってくるといったものになっております。

<委員3>

もう一点、物品販売業を営む施設ということで、例えばコンビニ等については建替えの制限は受けないようになると思うんですが、ここに商業施設とかを建てるということは可能なんですよね。

<事務局>

コンビニに関しましては既存不適格の適用を受けるとかではなくて、そもそもその面積が3,000㎡を超えなければ可能となっております。建替えの緩和の適用を受けるのが店舗等ではなくて、住宅等といったところで住宅、共同住宅、老人ホームといった用途をあげさせていただいているんですけど、こちらに書かれてる用途に関して緩和するということになっております。ですので、現状のコンビニが3,000㎡を超えるような商業施設に建替えることはできませんが、逆に言うと3,000㎡以内であれば建築可能ということになっております。

<委員3>

あとですね、先ほどこれで効果が上がるのは5年、10年掛かるというお話もありまして、先ほど委員さんの意見の中でも、やっぱり時代がどんどん動いていくという中で、やはり5年とか10年とかじゃなくて、時代の変化に合わせて柔軟に対応していくというのが重要ではないかと思うんですけど、その点、今後ですね、3年とか5年とか10年とかという範囲の中で、この用途地区がどういう成果が上がってるのか、どういう修正が必要なのかなということについて、都市計画的な観点もありますし、モノづくり施策という観点もありますし、そういう多面的な視点でどう検証していくのか、この点については、どういうふうにお考えになられておりますか。

<事務局>

まず都市計画的な視点からいきまして、効果のある一定期間の経過において見ていくということと、また、土地利用の調査等々については、毎年ではなくて5年を目途に5年、10年というスパンで都市計画としてその土地利用状況等々については調査、検証させていただきますので、こちらの方から積極的にこの地区をどうしようという議論についてはやはり5年スパンになってくるのかなと考えております。ただ、例えば地元の権利者からこういう状況だから何とかならないかといったようなご意見でありますとか、また、そもそも今回のこの都市計画案につきましては、本市の住工共生のまちづくりを担っております住工共生まちづくり審議会というのがございまして、そちらの審議会の方で、ある一定このエリアに工業集積を図っていくべきだというようなご意見をいただいた上で今回の都市計画を進めております。ですので、地元権利者であったり住工共生の審議会の場でこの都市計画について転換を図るべきだといったようなご意見をいただいた際には、都市計画といたしましても5年10年を待たずとも積極的に見直しを行っていかないといけないと考えますので、その際は柔軟に対応していきたいというふう考えております。

<委員3>

規制をやるということと例外を設けるということで進められていますが、いろんな想定しがたい事態も出てくるかなと思うんですけども、その点は、地域の方々や地権者の方々の要望にそって解決していただきたいというふうに思いますし、この手法の効果についても、できるだけわかりやすくというか、やはり、こういう手法が有効なのか否かということも含めて、きちっと検証できるような形でまとめていただいて、施策に活かしていただきたいということを要望させていただきます。

<議長>

先ほど効果というお話がありましたけども、具体的にこの制度にそって物事が動くということは難しいことがあろうかと思えます。結局、これは受け皿を作るという手法になるので、主体側に動く

力がない限りは受け皿の整備だけではなかなか動かない。ただ、都市計画の、また産業政策もそうだけれど、基本的なところは社会経済に対して対話していくということが大事であって、こういう制度を作りましたのでいかがですか、使ってくださいと働きかけていく。そして、足りない部分は直していきますよというふうになっていって、徐々に実態と合ったものができていくと思います。それで、この施策の見直しの話になりますが、やはり地元からいろいろ要望が出てくる、相談が出てくるというふうになったときには、やっぱりここはこうした方がいいということで、修正案を作っていくというふうになるし、地元の方も今の制度でいくと、地権者から提案して都市計画を変えて欲しいということができるようになっていますので、そういう機運があったときには見直しに着手するというサインになろうかと思っています。

<議長>

他によろしいでしょうか。それでは他にご意見がないようですので、お諮りしたいと思います。議案第1号「東部大阪都市計画特別用途地区の変更について」、本件につきまして原案に対して、異議なしとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

<議長>

ご異議なしと認め、議案第1号「東部大阪都市計画特別用途地区の変更について」につきましては、原案に異議ないものといたします。

それでは、以上をもちまして本日の日程を終了いたします。議事の進行にご協力いただきまして、ありがとうございました。